

秦野市分別収集計画

(第 11 期)

令和 7 年（2025 年）7 月策定

秦 野 市

■ 目 次 ■

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

豊かで持続可能な社会をつくるためには、資源とエネルギーの大量消費に依存しない循環型社会の実現が求められています。循環型社会の実現には、ごみの発生を抑制し、製品等の再使用に努め、再使用できないものはできるだけ再生利用することで、ごみの減量・資源化を推進する必要があります。

本市は、一般廃棄物のうち、相当の割合を占める容器包装廃棄物について、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、3 R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進します。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進します。

本計画は、市民、事業者、行政、それぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、三者が一体となって、循環型社会の実現に向けて取り組むべき方向を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ごみの発生・排出抑制
- ・ごみと資源の分別収集の徹底
- ・容器包装廃棄物及び製品プラスチックの発生抑制、再使用、再生利用を基本とした循環型社会の実現
- ・市民、事業者及び行政が一体となったごみの減量・資源化の促進
- ・環境に配慮したごみの適正な処理

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	7,912 t	7,870 t	7,821 t	7,770 t	7,724 t
製品プラスチック	168 t	167 t	166 t	165 t	164 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策等を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に協力・連携を図ります。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制のための施策等

ア 市民・事業者に、マイバッグ、マイボトル、通い箱等の活用、簡易包装の選択などによりできる限り使い捨て容器包装の使用を避けるよう呼びかけます。

イ 事業者に過剰包装の抑制、簡易包装の導入及びリターナブルびんなど繰り返し使える容器包装の導入を呼びかけます。

(2) 市民、事業者及び行政の役割

ア 市民の役割 (生活環境における実践)

(ア) ごみの発生抑制のため、すぐごみとなるもの、無駄なものを買わない。特に、使い捨て製品及び使い捨て容器包装の使用はできるだけ減らす。また、食品ロスを減らすため、すぐ食べるものは手前取り(てまえどり)^{*}する、食べ残さない、買った食品は使いきる。

*買ってすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品を積極的に選ぶこと

(イ) 過剰包装は断り、簡易包装を選ぶ。レジ袋削減のためマイバッグ等を活用する。

(ウ) 生ごみは、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど各家庭に合わせた方法で減量・資源化に取り組む。

(エ) フリーマーケットやバザー等を活用し、リユースに取り組む。

(オ) 再生材や再生可能資源を利用した製品等を選ぶ。

(カ) ごみと資源の分別を徹底し、ルールを守って排出する。

イ 事業者の役割 (事業活動における実践)

(ア) すぐごみとなるものを作らない、扱わない。特に使い捨て製品及び使い

捨て容器包装はできるだけ使用しない。

また、食品ロスを減らすため、規格外及び未利用食材の有効活用、無駄のない加工、需要予測の高精度化、量の見直し・割引販売等に努める。

- (イ) 資源化や適正処理に支障をきたす製品、容器包装は作らない。
- (ウ) 過剰包装をしない、簡易包装を導入する。
- (エ) リユースに取り組む。
- (オ) ごみはできるだけ減量・資源化する。
- (カ) ごみと資源の分別を徹底し、適正に処理する。
- (キ) 天然資源（特に枯渇性資源）の消費を抑え、再生材や再生可能資源を利用了した製品等を製造する。
- (ク) 店頭回収や自主回収ルートを整備し、購入者等に案内する。

ウ 行政の役割（リーダーシップの発揮）

- (ア) 3R+Renewable 及び適正処理の推進に係る計画の策定、目標値の設定などリーダーシップを発揮する。
- (イ) ごみと資源に関する情報提供を行うとともに、情報共有や学習の機会を設ける。
- (ウ) 収集し、又は搬入を受け入れたごみ及び資源を適正に処理する。
また、災害や感染症のまん延に備え、ごみ処理の事業継続の仕組みを構築する。
- (エ) 秦野市伊勢原市環境衛生組合において施設整備を行うため、同組合及び伊勢原市と連携・協調する。
- (オ) 3R+Renewable 及び適正処理を推進し、市民の取組を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余年数、処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、保管施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳等紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック (容器包装プラスチック)
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック (製品プラスチック)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	138 t		137 t		136 t		136 t		135 t	
アルミ製容器	246 t		245 t		243 t		241 t		240 t	
無色のガラス製容器	(合計) 438 t		(合計) 436 t		(合計) 433 t		(合計) 430 t		(合計) 428 t	
	(引渡量) 438 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 436 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 433 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 430 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 428 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 296 t		(合計) 295 t		(合計) 293 t		(合計) 291 t		(合計) 289 t	
	(引渡量) 296 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 295 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 293 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 291 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 289 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 190 t		(合計) 189 t		(合計) 188 t		(合計) 186 t		(合計) 185 t	
	(引渡量) 190 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 189 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 188 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 186 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 185 t	(独自処理量) 0 t
飲料用紙製容器	67 t		66 t		66 t		66 t		65 t	
段ボール	1,273 t		1,267 t		1,259 t		1,251 t		1,244 t	
ペットボトル	(合計) 418 t		(合計) 416 t		(合計) 414 t		(合計) 411 t		(合計) 409 t	
	(引渡量) 418 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 416 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 414 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 411 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 409 t	(独自処理量) 0 t
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 1,932 t		(合計) 1,921 t		(合計) 1,910 t		(合計) 1,898 t		(合計) 1,887 t	
	(引渡量) 1,932 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,921 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,910 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,898 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,887 t	(独自処理量) 0 t
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 168 t		(合計) 167 t		(合計) 166 t		(合計) 165 t		(合計) 164 t	
	(引渡量) 168 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 167 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 166 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 165 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 164 t	(独自処理量) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

「秦野市ごみ処理基本計画」(平成29年3月策定、令和4年3月改定)の計画値に基づいて算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	カン	委託業者 (指定日収集・公共施設等拠点回収)	委託業者
アルミ製容器		委託業者 (指定日収集・公共施設等拠点回収・集団資源回収)	
無色のガラス容器	ピン	委託業者 (指定日収集・公共施設等拠点回収)	委託業者
茶色のガラス容器			
その他のガラス容器			
飲料用紙製容器	牛乳等紙パック	委託業者 (指定日収集・公共施設等拠点回収・集団資源回収)	
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	直営及び委託業者 (指定日収集・公共施設等拠点回収)	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック		
製品プラスチック			

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	ネット	パッカー車	委託業者 (選別、圧縮、保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	コンテナ	平ボディ車	委託業者 (選別、保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳等紙パック	ヒモで縛る	平ボディ車	委託業者 (選別、圧縮、保管)
段ボール	段ボール	ヒモで縛る	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック	袋	パッカー車	委託業者 (選別、圧縮、保管)
製品プラスチック				

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 本市におけるごみ処理に関する計画

名称	根 拠	備 考
秦野市総合計画 (HADANO2030 プラン)	地方自治法第2条第5項	策定(R2)
秦野市ごみ処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	策定(H28) 改定 (R3)
神奈川県秦野・伊勢原地域循環型社会形成推進地域計画	環境省通達	策定(R4) 改定 (R5)
湘南西ブロック 秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画	神奈川県ごみ処理広域化計画	策定(H28) 改定 (R3)
秦野市分別収集計画(第11期)	容器包装リサイクル法第8条	策定(R7)

(2) 分別収集計画記載事項の実績を毎年度確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行います。

秦野市分別収集計画

令和 7 年 7 月 発行

編集・発行 秦野市環境産業部環境資源対策課

〒257-0024 神奈川県秦野市名古木 409

電話 0463-82-4401